

○議長（茅沼隆文）

日程第2 議案第73号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第133号）に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を変更するため、開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第73号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年開成町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

一部改正の理由でございますが、今年度から子ども・子育て支援新制度が開始された中で、放課後健全育成事業、いわゆる学童保育が改めて子ども・子育て支援法関連法令の中で位置付けがされました。この事業を進めていく中で必要となる基準については、厚生労働省令をもとに町が条例を制定してきたものでございますが、このもととなっている省令の一部の内容が、平成27年9月1日から変更され、変更の内容にあわせた対応を神奈川県が行うこととなったため、町の条例を改正するものでございます。

変更の内容と趣旨につきましては、先ほどご審議いただきました、開成町家庭的保

育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でご説明しました内容と同様でございます。

放課後児童支援員の資格要件の一つである、保育士の定義に地域限定保育士を追加するものでございます。具体的には、表の中の改正後の欄をご覧ください。職員に関する資格要件を定める規定の第11条第3項でございます。放課後支援員の一つとして、第1号で、保育士資格を有する者と定めてございますが、この保育士の次に、（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。というものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第73号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決されました。